【資料1_別紙1】 ○令和9年度以降の被扶養者健診にかかるFAQ

令和8年8月
全国健康保険協会

No	カテゴリ	質問	回答
1	予約	被扶養者は情報提供サービスで資格確認ができますか。	被扶養者が生活習慣病予防健診・人間ドック健診・子宮頸がん検診単独を受診する際は、情報提供サービスで資格確認ができます。 特定健診においては、情報提供サービスを利用した資格確認は想定しておりません。受診日当日に受診券とマイナ保険証等を受診者に提示いただくことで受診資格を確認する運用としております。
2	予約	健診機関が情報提供サービスで受診資格確認を行う際、特定健診の結果データは情報提供サービスに反映されますか。	生活習慣病予防健診の結果データと同様に、特定健診の結果データも反映されます。 ただし、生活習慣病予防健診は健診機関からの請求の都度、協会のシステムにデータを取込むのに対し、特定健診は月に1回データを取込むため、受診から情報提供サービスへの反映にかかる時間に差があることにご留意ください。
3	予約	健診機関は、検査キットや受診票（健診実施予定年月日等を示すもの）の送付先はどのように確認するのか。	被保険者が個人で生活習慣病予防健診を予約する場合と同様に、健診機関が受診者本人に送付先住所を聞き取って確認します。
4	受診～健診結果通知送付	生活習慣病予防健診・人間ドック健診でも受診券は回収しますか。	・重複受診防止の観点から、令和9年度より、40歳以上の受診者は、特定健診・生活習慣病予防健診・人間ドック健診のいずれの健診を受診する場合も、受診券を回収する運用とします。 ・なお、健診費用の補助は加入者1名につき年度内1回であるため、例えば、同一の加入者が年度内に特定健診と生活習慣病予防健診の両方を受診し、健診機関においてマイナ保険証等による資格確認や受診券の回収が行われていなかった場合は、健診結果データを取り下げていただく場合がありますので、資格確認や受診券の回収は必ず行っていただくようお願いします。 ・また、保管方法についても、従前どおり紙で保管する方法に加え、PDFでの保管も可とします。 以上の内容は、令和9年度要領等に追記する予定です。
5	受診～健診結果通知送付	生活習慣病予防健診・人間ドック健診で受診券（セット券）を回収した場合の健診機関での保管期限はありますか。	生活習慣病予防健診・人間ドック健診の受診に際し回収した受診券の保管期限は、受診券を取得した日の属する年度の翌年度末までとします。 保管期限については、令和9年度要領等に追記する予定です。
6	受診～健診結果通知送付	生活習慣病予防健診・人間ドック健診で受診券（セット券）を回収した場合の健診機関での廃棄についてはどうなりますか。	生活習慣病予防健診・人間ドック健診の受診に際し回収した受診券について、取得した日の属する年度の翌年度末を経過した場合は、健診機関において廃棄するものとします。 廃棄するにあたっては、廃棄日・廃棄方法・数量を記録し、廃棄を行ったことを証する書面を提出するものとします。この内容は、令和9年度要領等に追記する予定です。
7	受診～健診結果通知送付	受診券（セット券）の保管期限より前に健診機関との契約を終了する場合、受診券の取り扱いはどうなりますか。	協会支部が健診機関から受診券を回収し、支部において保管するものします。
8	受診～健診結果通知送付	子宮頸がん検診（単独）のみの受診者から受診券を回収する必要はありますか。	子宮頸がん検診（単独）の受診対象は20～38歳の偶数年齢女性、受診券の発行対象は40歳以上であるため、子宮頸がん検診（単独）の受診者は受診券を持っていません。
9	受診～健診結果通知送付	生活習慣病予防健診は、健診結果通知送付の際に「共同利用の案内」を同封することが事務処理要領で示されているが、被扶養者に対しては同封は必要か。	共同利用の案内については被保険者向けの内容であり被扶養者への案内は不要なものではありますが、健診機関において被保険者・被扶養者を区別して同封することによる被保険者への同封漏れを防ぐ観点から、被扶養者に同封しても差支えないものとします。なお、共同利用案内文書には、被扶養者は対象外である旨を追記する予定です。
10	請求	生活習慣病予防健診・人間ドック健診の健診結果データは、被保険者・被扶養者を分けて請求する必要がありますか。	被保険者・被扶養者を分けて請求する必要はありません。請求書および請求データは、被保険者・被扶養者が混在した状態で請求する運用となります。
11	請求	40歳以上の被扶養者が生活習慣病予防健診を受診した場合、受診券整理番号等の情報は必要になりますか。	生活習慣病予防健診・人間ドック健診の請求方法については、被保険者と被扶養者で違いはありません。そのため、生活習慣病予防健診等を受診した方の請求にあたり、受診券の情報は必要ありませんが、年度内の重複受診防止の観点から、受診券については、健診機関に必ず回収していただく必要があります。
12	全体	健診機関における特定健診の予約受付や健診の実施方法について変更点はありますか。	健診機関における特定健診の予約受付や健診の実施方法に変更点はありません。従来どおり、健診実施時に受診券及びマイナ保険証等を確認することで、受診資格を確認いただきます。